

なお、本議案はもちろん、このたび議会に提案申し上げました表彰議案のうち、条例の規定によりまして、表彰審査委員会に御諮問を申し上げなければならぬ議案につきましてはすべて御諮問申し上げます。去る五月二十六日の表彰審査委員会において、いずれも慎重御審議をいただきましたことを、委員の皆様は満腔の敬意を表しつつ申し添える次第でございます。本案も御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十四号は原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は原案

どおり同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) この際日程第十三から日程第十六までの四案を一括して上程いたします。

日程第十三 議案第三十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十四 議案第三十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十五 議案第三十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十六 議案第三十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上四案を一括して議題といたします。
本四案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第三十五号から議案第三十八号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての四議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

このうの案件は全議案福生市消防団員の満十五年以上の長期勤続に対する表彰でございます。いずれも現職の方でございます。議案第三十五号の高橋康夫佐氏は第二分団の分団長 議案第三十六号の西川基一氏は第三分団の班長 議案第三十七号の笹本佳司氏は第五分団の副分団長 議案第三十八号の細谷幸次氏は第五分団の部長でございます。いずれも御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あつたことをお願い申し上げます。

なお、本議会の御議決はちようだいいたしません。来る市制施行記念日に、満十五年以上勤続の優秀職員として現職のままで表彰いたします。市役所のいわゆる職員表彰の該当者は、本年は二十名でございますことを御参考のために申し添える次第でございます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本四案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となつております議案第三十五号かつ議案第三十八号までの四案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十五号かつ議案第三十八号までの四案はそれぞれ同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 次に日程第十七から日程第四十六までの三十案を一括して上程いたします。

日程第十七議案第三十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十八議案第四十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十九議案第四十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十議案第四十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十一議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十二議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十三議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十四議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十五議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十六議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十七議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十八議案第五十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十九議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十一議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十二議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十三議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十四議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十五議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十六議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十七議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十八議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十九議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十一議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十二議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十三議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十四議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十五議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十六議案第六十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上三十案を一括して議題といたします。
本三十案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括上程されました議案第三十九号から議案第六十八号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての三十議案につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件はいずれも市道の新設又は拡張に必要な道路用地の市への御寄付に対する一般表彰でございます。個人の御寄付の場合には土地の評価額三十万円以上が、法人及び団体の御寄付の場合には土地の評価額百五十万円以上がそれぞれ表彰の対象に相なりますが、御寄付をいただきました土地の評価の方法はその土地の土地地価公示価格に相当する金額を算出したしまして、その価格を基準といたした次第でございます。

表彰する皆様を申し上げます。議案第三十九号が高橋頼雄氏、議案第四十号が井梅伊助氏、議案第四十一号が古谷政一氏、議案第四十二号が田代菊三氏、議案第四十三号が田代和子氏、議案第四十四号が田代傳三郎氏、議案第四十五号が田村昌一氏、議案第四十六号が有限会社 奥田商事不動態部、議案第四十七号が木下宇三郎氏、議案第四十八号が豊泉タミ子氏、議案第四十九号が有限会社 石井製作所、議案第五十号が石川武雄氏、議案第五十一号が比留間伊平氏、議案第五十二号が石川茂氏、議案第五十三号が比留間甚五郎氏、議案第五十四号が松原成夫氏、議案第五十五号が佐藤兵一氏、議案第五十六号が頼沼輝三氏、議案第五十七号

加天野 勇氏、議案第五十八号が石井久雄氏、議案第五十九号が有藤貞男氏、議案第六十号が鈴木竹男氏、議案第六十一号が岡田辰六氏、議案第六十二号が澤田袖七氏、議案第六十三号が小林勝夫氏、議案第六十四号が足立嘉昭氏、議案第六十五号が青木正一氏、議案第六十六号が日本電子株式会社、議案第六十七号が田村英一郎氏、最後の議案第六十八号が坂本シズ氏に対する以上三十件の表彰議案でございます。

御審議をいただきまして、いずれも満場一致で御可決御確定あらうんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本三十案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっており、議案第三十九号から議案第六十八号までの三十案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 よって議案第三十九号かつ議案第六十八号までの三十案はそれぞれ同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 次に日程第四十七から日程第五十一までの五案を一括して上程いたします。

日程第四十七 議案第六十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十八 議案第七十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十九 議案第七十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第五十 議案第七十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第五十一 議案第七十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上五案を一括して議題といたします。
本五案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第六十九号かつ議案第七

十三号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての五議案につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件は主として六月二十九日から開館予定の福生市民会館に対する個人の場合は三十万円以上、法人の場合百五十万円以上の金品の御寄付に對する一般表彰でございます。

まず議案第六十九号は青梅信用金庫から綴張一張、議案第七十号は株式会社社竹中工務店から現金三百万円、議案第七十一号は田村半十郎氏から現金三十万円とこれは別に百二十八万余円に相当する市道用地の御寄付がございます。

議案第七十二号は石川彌八郎氏から現金三十万円、議案第七十三号は株式会社埼玉銀行から現金六百万円のいずれも福生市民会館に対する御寄付でございます。

御審議をいただきまして、いずれも満場一致御可決御確定あらうことをお願い申し上げます。

なおこの表彰条例の規定に届かない市民会館寄付者の皆様に対しましては六月二十九日の開館日には、この表彰条例とは別個に感謝状を差し上げることになっておりますことを申し添えさせていただきます。

議六十九
議七十三
議七十四
議三十二
議三十三
議三十四
議三十五
議三十八
議三十九
議六十八

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっており、議案第六十九号から議案第七十三号までの五案については、それぞれ原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号から

議案第七十三号までの五案は、それぞれ同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 次に日程第五十二及び日程第五十三の二案を一括して上程いたします。

日程第五十二 議案第七十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第五十三 議案第七十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第七十四号及び議

案第七十五号 いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての両議案につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず議案第七十四号は、本条記載のとおり小川 憲氏から市立の保育園並びに一小及び二中に対する教育用備品の御寄付、次の議案第七十五号は福生市社会福祉協議会からの老人福祉用マイクロバス一台の御寄付でございます。いずれも表彰条例に基づく一般表彰に該当いたします。

御審議をいただきまして、両議案とも満場一致で御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

陳三 請二

議六十九
議七十三
議七十四
議七十五
陳三
議三十二
議三十三
議三十四
議三十五
議三十八
議三十九
議六十八

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第七十四号及び議案第七十五号の二案については、それぞれ原案とあり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第七十四号及び議案第七十五号の二案はそれぞれ同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第五十四陳情第三号 公共施設使用許可の制限

に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長 朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君)

本陳情書について御意見等がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で意見を終わります。

陳情第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長(岩田 博君)

日程第五十五請願第二号 北方領土(南樺太・千島列島)早期復帰実現に関する請願書を議題といたします。

事務局をして請願書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長 朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君)

朗読は終わりました。

紹介議員 末次性男君から本趣旨の説明を求めます。

(二十番 末次性男君 登壇)

○二十番(末次性男君)

請願第二号について提案理由の説明ということでありますが、本請願書はただいま朗読されましたものの文面で十分願意が尽くされておりますし、戦後から今日まで長期にわたって、しかもわが国にとりましてはきわめて重要な問題でありまして、すでに熟知をされておるところでありますので、補

足説明は省かせていただきます。

よろしく御審議の上、御採択くださるようお願いいたしまして、提案理由の説
明にかえさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

請願第二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会
に付託いたします。

○議長(岩田 博君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十四日から二十三日まで十日間を休会したいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。

よって明十四日から二十三日

まで十日間休会することに決定いたしました。

なお次回本会議は六月二十四日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十一分 散会

写 福庶発第九百号

昭和五十二年六月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

昭和五十二年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和五十二年六月六日付け、福生市告示第二十五号（別紙参照）をもつて、昭和五十二年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写 福生市告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十二年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十二年六月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十二年六月十三日
二 場 所 福生市議会議場